

質問に対する回答書について

工事名) 東北自動車道 前田川橋床版取替工事

質問事項と回答

番号	質問事項	回 答
1	入札公告(説明書) P7 4-2. 技術評価の評価項目等	釧路堂川橋においても取替床版の形式など踏襲可能な技術提案であれば、適用する必要があります。 評価項目①について、「技術提案の評価対象は前田川橋の床版取替工事に伴う昼夜連続対面通行車線規制期間の工程短縮に関する技術提案及び標準案に対する短縮日数とする。なお、釧路堂川橋の取替床版の形式は前田川橋と同一とする。」との記載がありますが、同一とする形式とは製作する床版の形式であり、床版形式以外の評価項目①で提案した工程短縮に関する技術提案は、釧路堂川橋の施工で実施する必要があるのでしょうか。
2	設計図 釧路堂川橋（上り線）48／56 釧路堂川橋（下り線）47／53	検査路配置図について、断面図に記載されています撤去工検査路Aに係る費用は検査路Cに含まれていると考えてよろしいでしょうか。含まれていない場合はどの単価項目に計上されているのでしょうか。ご教示願います。 撤去工検査路Aにかかる費用については、特記仕様書24-17-1 率計上工事に関する事項に基づき算出願います。 このことについては、後日訂正公告を行います。(5月11日予定)
3	割掛対象表	割掛け項目に足場工費の記載がありません。割掛け先の単価項目をご教示願います。 足場工費の割掛け先については、コンクリートA1-4、型わくA、鉄筋A、鉄筋A(E)とします。 このことについては、後日訂正公告を行います。(5月11日予定)
4	割掛け対象内訳書 はく離抵抗試験費 試験舗装費	数量内訳(参考)に高機能舗装I型と記載されていますが、高機能舗装II型ではないでしょうか。ご教示願います。 割掛け対象表参考内訳書の内容に関する質問は受け付けませんが、記載のとおり、必要な費用を計上願います。
5	特記仕様書 P.3 5. 配置技術者について 5-1 配置技術者の経験	配置技術者の経験について、1工事で複数橋施工した場合、そのうちの1橋を施工していれば経験ありとみなされると考えてよろしいでしょうか。 経験ありと認められると考えられますかが、契約締結後の提出書類により判断します。

6	特記仕様書 P. 3 5. 配置技術者について 5-1 配置技術者の経験	配置技術者の経験について、1橋を複数径間施工した場合、そのうちの1径間分を施工していれば経験ありとみなされますでしょうか。例えばA 1～P 1～P 2～A 2といった3径間でそのうちP 1～P 2のみ施工した場合です。	経験ありと認められると考えられます、契約締結後の提出書類により判断します。
7		コンクリート施工管理要領には、コンクリートの品質基準として最小単位セメント量が規定されています。セメントの一部を混和材に置換する場合、結合材（セメント+混和材）の単位量が最小単位セメント量を満足していれば、品質基準を満足していると考えてよろしいでしょうか。	標準案に関する仕様については、関連する要領等に基づいた仕様を満足する必要があります。技術提案にともなう仕様の変更については、ご質問のコンクリート配合により、強度、変形能、耐久性や施工に適するワーカビリティー等の特性や品質を有していれば、品質基準を満足していると考えて差し支えありません。